

東北学院大学 9 月期卒業規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学則第 25 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項に基づき、9 月期卒業に必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 学生は、第 1 学期（前期）終了時に学則第 25 条第 1 項及び第 3 項が定める卒業要件を満たした場合、9 月 30 日に卒業できるものとする。

(届出義務及び期間)

第 3 条 前条に該当する学生で 9 月期卒業を希望する者は、原則として 4 月の科目登録時に各学部窓口に出し出、個別に手続等についての指導を受けるものとする。

2 9 月期卒業を希望する者は、6 月末日までに文書にて各学部窓口に出し出なければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、「東北学院大学早期卒業に関する規程」に基づいて 9 月期の卒業を希望する学生に
ついての手続きの詳細は、同規程及び各学部の早期卒業細則等によるものとする。

(科目登録)

第 4 条 9 月期卒業を希望する者にあっても他の学生と同様科目登録は 4 月のみとする。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て学部教授会及び全学教授会が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 19（2007）年 4 月 1 日から施行する。